

(都) 益城中央線 相談窓口の見直しについて

H29.6.15 復興まちづくり課

○益城町役場の仮庁舎移転にあわせて移転するとともに、相談件数の状況を踏まえ時間帯及び対応員数を縮小する。

なお、体制については、今後も相談状況を注視し、状況に応じて適宜、変更を行っていくこととする。

※赤字箇所が変更

開催日時：週~~2~~1日（~~火~~—木） 13時～~~19~~17時

体制：県2名（復興まちづくり課1名、用地第二課1名）

町~~2~~1名（復興整備課~~2~~1名）

場所：~~益城中央公民館（益城町役場北側）~~
益城町役場仮庁舎2階

〈見直し理由〉

【日時、体制の見直しについて】

- ・5月以降、相談窓口への相談が4件/日以下（5月23日、5月30日、6月13日は0件）になっており、相談者のほとんどが住宅メーカーとなっている。
対応状況：2月21日～6月13日 延べ 32回 153件の相談に対応
（次ページ図参照）
- ・上記は、4月から意向調査及び個別訪問ヒアリングにより、地権者の質問や不安に直接回答することができているためと思われる。
- ・個別ヒアリングで担当者の連絡先を伝えているため、今後の問い合わせも、直接、担当者へ連絡があることが想定される。

【場所の見直しについて】

- ・木山地区の区画整理の相談窓口が町仮庁舎にあり、地権者が相談先を間違える事例が発生している。
- ・4月までは、中央公民館内に町の復興整備課があったため、町職員も業務をしながら、相談対応を行っていたが、5月より仮庁舎へ移転したため、通常業務に支障が出ている。

見直し時期について

- ・住民へ周知期間を設ける必要があるため、周知期間を2週間とし、見直し後の運営を7月4日（火）からとする。

周知方法について

- ・住民への周知は、復興ニュース（6月15日発刊）、県・町のHP、相談窓口へ掲示し周知する。

相談窓口への相談件数

